

松原小学校いじめ防止基本方針

南九州市立松原小学校

本方針は、人権尊重の理念に基づき、南九州市立松原小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめの定義

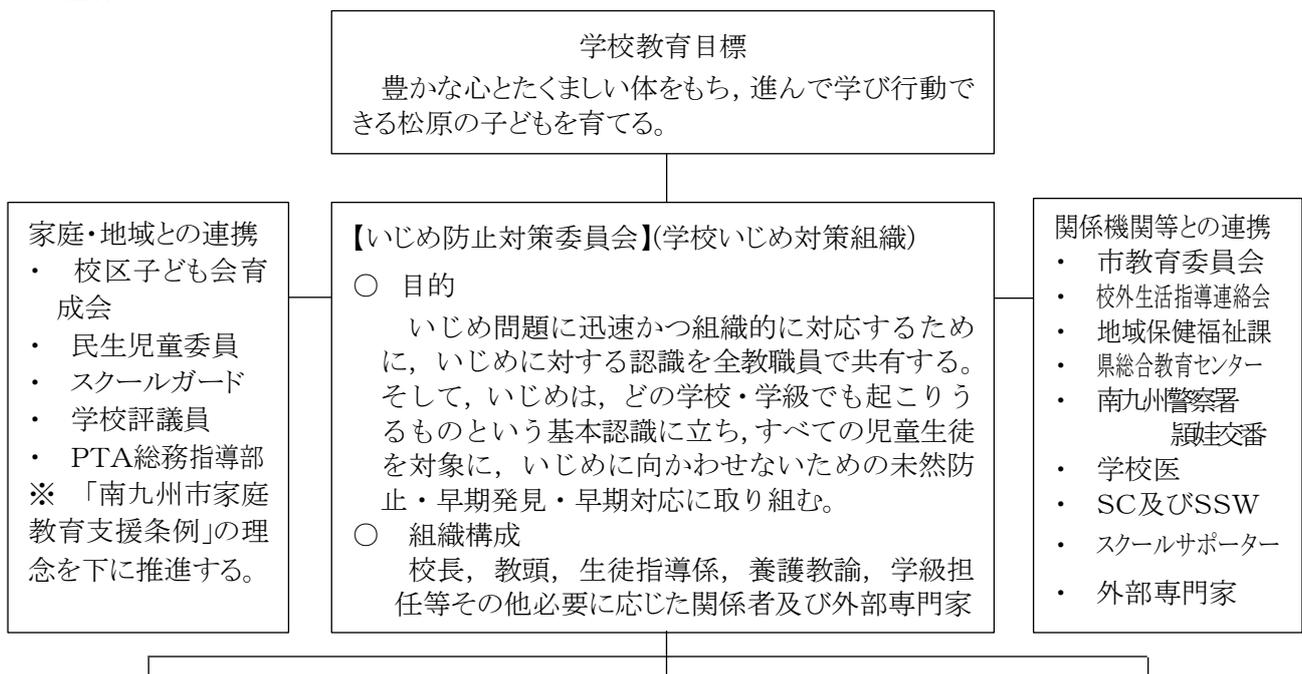
「いじめ防止対策推進法」第2条において、いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

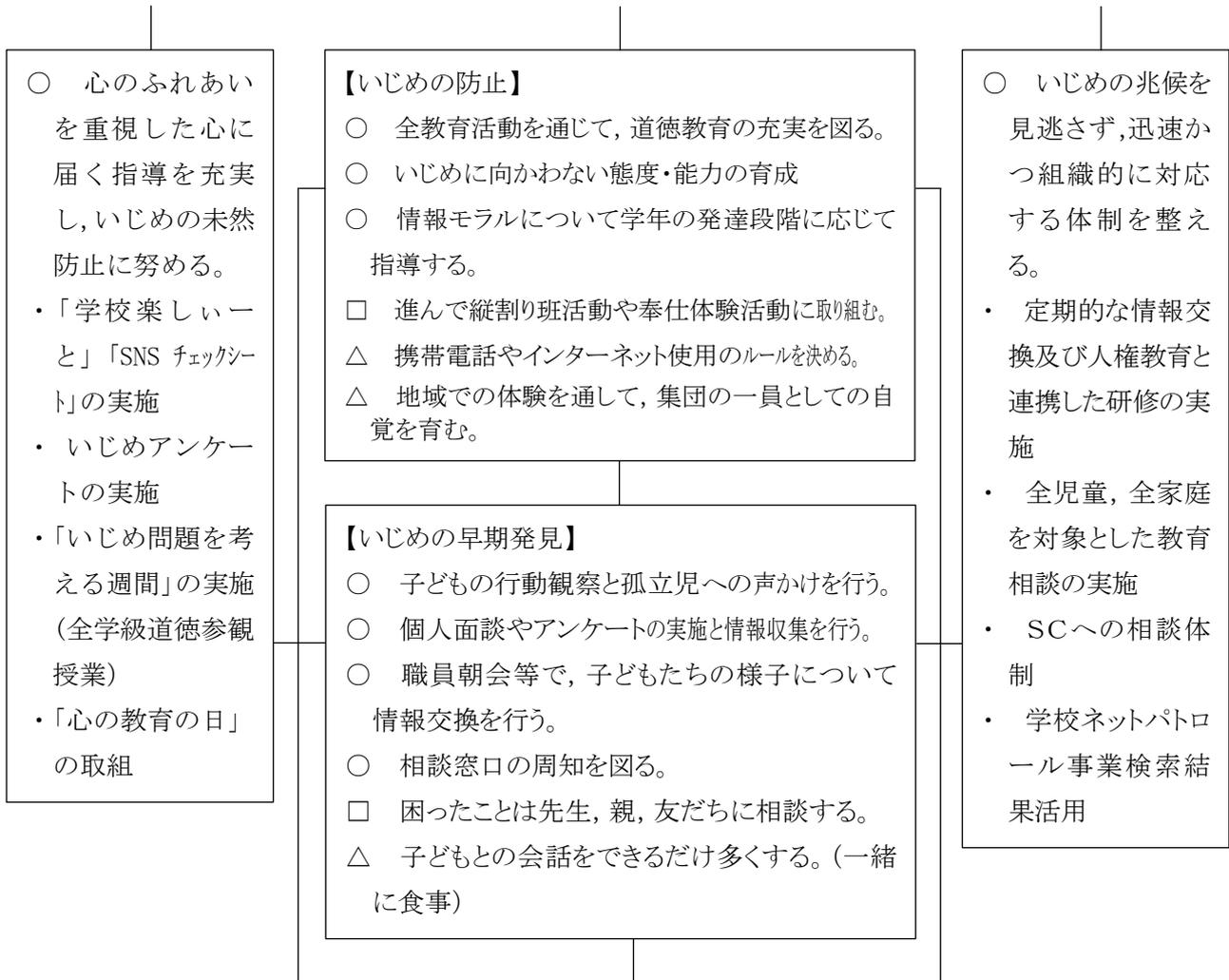
2 本校の基本方針

弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという明快な一事を、毅然とした態度でいき渡らせる。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない、という基本理念に立ち、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係な子どもはいない。」ことを自覚して、松原小学校の全児童が、豊かな人間関係の中でいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう全校挙げて取り組まなければならない。そのために「いじめ防止対策推進法」の基本的理念等を深く理解し、以下の事項に取り組んでいく。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) 児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- (5) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。

3 全体計画





【いじめに対する措置】	
<p style="text-align: center;">[いじめられた側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 聞き取りを重視し、心身の被害を的確に把握して迅速な初期対応を行う。（PTSD 等へのケア） ○ 見回り等によっていじめの継続を防止する。 ○ いじめの理由や背景を探り、根本的解決を図る。 □ 自分の気持ちを正直に他者へ伝える。 △ 我が子を守り抜くという姿勢を子どもに見せる。 △ 問題解決に向けた学校の取組を理解し協力する。 	<p style="text-align: center;">[いじめた側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○ いじめの理由や背景を探り、根本的解決を図る。 □ いじめられた子の立場にたって自らを振り返る。 △ 学校はいじめられた子を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 △ 被害児・保護者への適切な対応（謝罪等）を行う。
学 校 全 体	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 直接関係していなくても、傍観することはいじめに加担していることと同様であることを指導する。 	

○ 教職員の取組 □ 子どもの取組 △ 保護者の取組